

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 令和5年4月5日医政発0405第3号・健発0405第1号・薬生発0405第1号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」（以下「4月5日付け要綱」という。）3（3）に規定する「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」及び令和5年5月8日医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」（以下「5月8日付け要綱」という。）3（3）に規定する「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業」

(2) 4月5日付け要綱3（4）に規定する「帰国者・接触者外来等設備整備事業」及び5月8日付け要綱3（4）に規定する「外来対応医療機関設備整備事業」

(3) 5月8日付け要綱3（20）に規定する「外来対応医療機関確保事業」

(事業実施計画の作成及び提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、交付の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

(1) 実施する事業の概要及び必要な経費

(2) その他必要な事項

(申請手続)

第4条 補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額を交付する。

(補助金の概算払)

第6条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、第4条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業を行う者が県が適当と認める法人格を有する団体等の場合

ア 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

イ 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

カ 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(2) 補助事業を行う者が市町村の場合

- ア 事業実施計画の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- イ 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- カ 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第3号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- ク 補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、第5号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して14日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを

命ずる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行前に交付され、又は交付の決定若しくは事業の承認がなされた補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要綱による改正前の「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業」及び「帰国者・接触者外来等設備整備事業」に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表

1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 1床あたりの上限額 133,000 円×知事が認めた病床数	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費	定 額
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1)人工呼吸器及び付帯する備品 1台あたりの上限額 5,000,000 円×知事が必要と認めた台数 (2)簡易陰圧装置 1床あたりの上限額 4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数 (3)簡易ベッド 1台あたりの上限額 51,400 円×知事が必要と認めた台数 (4)体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台あたりの上限額 21,000,000 円×知事が必要と認めた台数 (5)簡易病室※1 及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 (6)HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1施設当たり 905,000 円 (7)HEPA フィルター付きパーテーション 1台あたりの上限額 205,000 円×知事が必要と認めた台数	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料 ※1 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。なお、備品のみの整備は不可。	定 額
外来対応医療機関設備整備事業	設備費	次により算出された額の合計額 (1)HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1施設当たり 905,000 円 (2)HEPA フィルター付きパーテーション 1台あたりの上限額 205,000 円×知事が必要と認めた台数 (3)簡易ベッド 1台あたりの上限額 51,400 円×知事が必要と認めた台数 (4)簡易診療室※2 及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	発熱患者等の診察に対応する医療機関の設備整備のために必要な設備購入費、使用料及び賃借料 ※2 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。なお、備品のみの整備は不可。	定 額

<p>外来対応医療機関確保事業</p>	<p>初度設備費</p>	<p>次により算出された額の合計額。ただし1施設当たり500千円を上限とする。</p> <p>(1) 患者案内のための看板の設置料 知事が必要と認めた額</p> <p>(2) ホームページに外来対応医療機関であることを明記するための改修費 知事が必要と認めた額</p> <p>(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 知事が必要と認めた額</p> <p>(4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 知事が必要と認めた額かつ真に確保が必要なものに限る。</p> <p>(5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 知事が必要と認めた額</p>	<p>令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関の対応を行い、少なくとも令和5年中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関が、外来対応医療機関の新設に伴い、必要となる初度設備にかかる左記の経費。</p>	<p>定 額</p>
---------------------	--------------	---	--	------------